

村上市の木・花・鳥の選定方針(案)

■ 制定の趣旨

平成20年4月1日に5市町村が合併し、「村上市」が誕生して3年目となりました。合併時に市章は制定されましたが、市の木、花及び鳥については、現在まで未制定の状態となっています。

合併3年目を迎え、市のイメージアップや市民の一体感の醸成を図るとともに、市の目指す「自然と伝統を守り、歴史と郷土を愛するまち」のシンボル（象徴）として、村上市の木、花及び鳥を制定するものです。

■ 基本方針

- (1) 村上市のシンボル（象徴）としてふさわしいものであること。
- (2) 村上市に生育、生息しているものであること。
- (3) 市民に親しまれ、郷土に対する愛着が深められるものであること。
- (4) 村上市のPRに有効に機能すると考えられるもの。

■ 委員会の運営

委員会の運営は、別紙1「村上市慣行審議委員会設置要綱」によるものとします。

「村上市民憲章制定に向けての提言」について

■ 趣旨

市民憲章については、合併協議の中で「合併後市制周年記念式典に合わせて、新しい基本理念で制定する」とされています。

市民憲章は、市民一人ひとりがまちづくりに主体的にかかわっていくための行動規範、指針となるものであり、平成23年度から「協働のまちづくり」を実施する本市にとっては重要なものとなります。

本委員会では、今後制定することとなる市民憲章に取り入れるべきことば（キーワード）について、市長に提言いただきます。

■ 委員会の運営

委員会の運営は、市の木・花・鳥の選定と同様に別紙1「村上市慣行審議委員会設置要綱」によるものとします。